



【発行】 J A M

【発行責任者】 大山勝也

【編集】 社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## SARS・新感染症として取り扱い 厚生労働省の対応

重症急性呼吸器症候群・SARSは猛威を奮い、台湾でも感染が急速に広がっています。もはや感染拡大は「対岸の火事」ではありません。

先週単組より次の問い合わせがありました。  
「中国へ単身赴任していましたが、帰国しなさいという会社の命令に従って帰国しました。しかし帰国後、会社から出勤しないで自宅待機するようにと言われたので、自宅待機しています。発病はしていませんが、もし家族も発病したらと思うと不安です。万が一家族も発病した場合、家族も含めて補償等はどうなるのでしょうか。」 至急、労働基準監督署へ問い合わせました。

### 三田労働基準監督署の見解

現在SARS感染者を労災適用するかどうかは、厚生労働省の指示を待っている状態です。労災が適用されるかどうかは、仕事との因果関係がないと難

しい、つまりどこで感染したのかということが問題で、仕事と関係ある場所で感染したということが証明されないと適用されない可能性があります。もし労災が適用されたとしても、家族の補償は労災ではできません。

### 感染症法により治療は公費で

SARSの疑いがある場合、感染症法により、本人・家族・職場の同僚などの健康診断、治療、入院に関する費用は公費で負担することになります。

SARSに関する情報は厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> を参照して下さい。また疑問点は、同ホームページのトップページ下部「ご意見・ご感想」をクリックして疑問内容を送信して下さい。また、最寄の保健所でも電話相談を行っています。

SARSの所見がある者とされた場合の対応（感染症法の適用）

厚生労働省 5.7 現在

【SARSの所見がある者】

【接触者】  
(患者と接触後10日以内の者)

保健所等による疫学調査

家族や職場の同僚等のうち必要な者

健康診断 (公費負担)

【SARSの所見がある者】

【所見がない者】

入院措置 (公費負担)

保健所等による経過観察  
(担当者が毎日電話で連絡)

患者の住居・所有物の消毒